

給食業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、給食業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法などの必要な事項を定めるものであり、給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて事業者から企画提案を受け、最も優れた提案及び能力を有する者を本業務の第一交渉事業者として選定することを目的とする。

本業務を円滑に実施するために、業務遂行力、事業の実施体制、価格などを総合的に評価する公募型プロポーザル方式による業者選定を行う。

1 目的

入院患者への給食を「治療の一環」及び「院内サービスの一つ」と認識し、専門性を活かした改善・提案及び対応を基に、適正な人員配置による管理費や食材費の把握による経費削減を図り、なおかつ、サービスの向上を目的とする。

2 概要

(1) 業務名

給食業務委託

(2) 業務内容

給食業務委託仕様書に示すとおり

(3) 契約者（業務履行場所）

山形県東根市温泉町二丁目 15 番 1 号

北村山公立病院

(4) 給食業務の準備期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 契約

本契約は、賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項を適用する契約である。

- ① 契約書には、「賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」を付す。
- ② 変更の対象となる経費、指標、想定率及び算定方法は、仕様書に添付する特記仕様書による。
- ③ 提案価格の積算に当たっては、「北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領」及び特記仕様書を積算の条件とする。想定率は、賃金（管理費）年 6.34%、物価（食材費）年 5.92%とする（別紙 2「委託料及び支払に関する事項」2（2））。
- ④ 受託者は、契約締結時に契約金額内訳書（取扱要領別紙）を提出すること。提出がない場合は、契約金額の変更（スライド）を適用しない。

(6) 契約の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日 （3 ヶ年）

(7) 提案上限費用（消費税額及び地方消費税額を含まない）

委託者が支払う委託費の上限額（事業規模）3 年間総額（税抜き）は **528,380,000 円** とし、年額上限額には①管理費②患者食（食材費単価）を含み、また、患者食（食材費単価）は「令和 7 年度食数実績の月平均（仕様書別表 5 食材費設計で使用する食数実績。別紙 2 の 2（3）の想定食数と

同じ。)」を基に計上すること。

委託費の上限額（管理費及び食材費の合計）は以下のとおりとする。

契約金額は、当院の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき、提案価格を上限として、受託候補者の選定後に当院と受託候補者との協議により決定する（別紙 2 の 1 (7)）。

なお、本契約に係る予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本契約は解除するものとする。

（委託費の上限額）

（単位：円）

	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	計
合計（税抜き）	165,720,000	175,920,000	186,740,000	528,380,000

上限額の判定は、3 年間総額（税抜き）で行う。各年度の額は上限額の内訳であり、令和 10 年度及び令和 11 年度の提案価格は、別紙 2 の 1 (3) に定める想定率による制限の範囲内とすること。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、下記の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 令和 7・8 年度北村山公立病院競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録が無い場合、遅くとも参加に係る必要書類の提出期限まで登録されていること。
（所定の競争入札参加資格審査申請書および添付書類を北村山公立病院経営管理課業務係へ提出すること。）
- (2) 本要領交付開始日以降、北村山公立病院組合より指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 租税等に滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行でき安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (8) 公告日から過去 5 年間に於いて、許可病床数 200 床以上の病院で、給食業務を 3 年以上継続して履行した受託実績を有する（若しくは有する予定の）者であることを証明できること。
- (9) 委託者から連絡を受けてから、概ね 2 時間以内に担当者が委託業務実施場所に到着できること。
- (10) 公益社団法人日本メディカル給食協会等（以下「メディカル給食協会等」という。）の会員であり、

受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

- (11) 一般財団法人医療関連サービス振興会による患者給食業務に係るサービスマーク認定業者（以下「サービスマーク認定業者」という。）であること。

5 参加表明及び資格要件の確認

「4 参加資格」を満たし、本業務に関するプロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出できない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 参加表明に当たって提出する書類

- ①参加表明書（様式第2号）
- ②会社概要書（様式第3号）
- ③会社パンフレット
- ④受託実績書（山形県・東北エリア）（様式第4号）
- ⑤メディカル給食協会等の会員であること及び代行保証が確認できるもの
- ⑥サービスマーク認定業者であることを証明できるもの
- ⑦誓約書（様式第5号）
- ⑧秘密保持誓約書（様式第6号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送により提出すること。
- ・持参の場合、平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・郵送の場合は、「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に書類を封入すること。なお、郵便やレターパック等の配達証明が確認できるものとし、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

- ・令和8年10月26日（月）まで

(5) 提出先

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目15番1号

北村山公立病院 経営管理課業務係（1階）

※ 正面玄関脇の「業者出入口」を使用し来院すること。

(6) 参加表明後の辞退について

参加表明後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式第7号）を提出すること。
なお、辞退することによって、今後、北村山公立病院組合との契約等において不利益な取扱いをするものではない。

6 参加事業者の失格要件

参加表明後、次のいずれかに該当する場合は即時失格の取り扱いとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する場合。
- (6) 破産の予防を目的とした特別清算の手続きを裁判所に申請している場合。
- (7) 北村山公立病院組合から指名停止処分を受け、指名停止中又は指名保留中である場合。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、電子メール（gyoumu@hosp-kitamurayama.jp）宛に提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 29 日（木）から令和 8 年 11 月 12 日（木）まで

(3) 回答

令和 8 年 11 月 19 日（木）までに電子メールに全事業者宛てに順次回答及び北村山公立病院ホームページ上に一括掲載を行う。なお、質問書の回答をもって仕様書及び本要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 見学を希望する場合は事務局に事前に連絡し、日程調整をすること。

8 参加資格審査

(1) 審査方法

審査は提出書類に基づき、参加資格要件について審査を行う。当該審査は非公開とする。

(2) 審査結果

審査結果は令和 8 年 10 月 29 日（木）までに参加表明を行った業者に対し、個別に通知する。通知書発送と同時に電子メールで送信する。

9 企画提案書等提出

仕様書の内容を踏まえ、次の要領で企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第 8 号）

②企画提案書

企画提案書は A4 版（横・片面・両面）、横書き、文字サイズ 10.5 ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。

ア 業務運営体制

イ 病院給食への取り組み

ウ 人員配置体制

エ 調達

オ 調理

- カ 安全・衛生管理
- キ 危機管理体制
- ク 受託スケジュール
- ケ その他（自由提案・アピールポイント）

なお、上記ア～ケの詳細は企画提案書に基づく評価の審査基準（別紙 1）を参照し、ア～ケの順に記述すること。

③業務実施体制・配置予定者調書（様式第 10 号）

④見積書（様式第 9 号）

「委託料及び支払に関する事項」（別紙 2）2 積算条件を参照し、見積書には、以下の経費を分かりやすく明記し、「イ 患者食単価」においては「仕様書別表 5 食数実績（食材費設計で使用する食数実績）」に患者食単価を掛けた金額を患者食単価の他に明記し、ア・イの合計額として明記すること。

なお、合計額には「消費税額及び地方消費税額」は含まず、別紙 2 の 2（4）により算出した 3 年間総額の金額を記載すること。また、令和 10 年度及び令和 11 年度の価格は、前年度の価格に想定率を乗じた額以内とすること（別紙 2 の 1（3））。

ア 管理費（各年度の月額及び年額）

- ・直接人件費（基本給・諸手当・賞与）
- ・法定福利費
- ・経費
- ・労務管理費

なお、上記管理費の内訳は「積算内訳書」（別紙 3）を参照し、指定された様式で提出すること。

直接人件費（基本給・諸手当・賞与）は、取扱要領に定める直接人件費として契約金額の変更（スライド）の算定に用いるため、法定福利費と区分して記載すること。

イ 患者食単価（各年度）

- ・朝食
- ・昼食
- ・夕食
- ・ドック食

(2) 提出部数

(1) の①～③については各 12 部ずつ提出すること。

なお、④については、正本 1 部のみ社印及び代表者印を押印し、残り 11 部は複写を認める。

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送により提出すること。
- ・持参の場合、平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、正午から午後 1 時の時間帯は除く。
- ・郵送の場合、特定記録・簡易書留・書留のいずれかとする。また、提出期限までの必着とし、到着の有無については提出先（担当者）に確認すること。

(4) 提出期限

- ・令和 8 年 12 月 3 日（木）まで

- ・提出期限までに提出書類①～④の提出が無い場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

北村山公立病院 経営管理課業務係（1 階）

※ 正面玄関脇の「業者出入口」を使用し来院すること。

(6) その他

- ①企画提案に関する必要経費は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書は 1 事業者につき 1 提案とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。

ただし、当院が公募型プロポーザルに関する報告及び公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

- ⑤提出書類は「北村山公立病院組合情報公開条例（平成 17 年 3 月 25 日規則第 3 号）に基づく公開文書開示請求の対象となる。

10 契約予定事業者の選定方法

(1) 選定方法

- ①契約予定者の選定は「給食業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」）を設置し、「企画提案書に基づく評価」の審査基準（別紙 1）及び企画提案書に基づく評価（別紙 1-1）に基づき審査する。
- ②選定委員会は、企画書提案等の提出書類についての評価に加え、プレゼンテーションを踏まえた総合的な審査を行い、契約予定事業者を選定する。
- ③選定に当たっては、最高得点事業者を「第一交渉事業者」として決定し、次に得点の高い事業者を「第二交渉事業者（次点）」として決定する。最高得点事業者が複数の場合は、選定委員会委員の投票で決定する。
- ④参加事業者が 1 社の場合も選定を行い、全ての企画提案が最低基準に満たさなかった場合、再度選定を実施する。
- ⑤選定委員会での選定は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ⑥選定結果で公表する内容は以下のとおりとし、当院ホームページに掲載する。
 - ・全ての参加事業者の名称（申し込み順）
 - ・第一交渉事業者の名称及び評価点
 - ・第二交渉事業者（次点）の名称及び評価点

(2) 選定結果の通知

選定結果の通知については、提案のあった全事業者に対し、令和 8 年 12 月中旬に書面にて通知する。

また、書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

11 プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和8年12月8日（火）

- ・プレゼンテーションの順番は「9 企画提案書等提出」の提出順に「プレゼンテーションの順番」を選ぶことができる。

また、プレゼンテーションの詳細や実施時間については後日、電子メールにて連絡する。

- ・企画提案事業者数などにより「プレゼンテーションの実施日数」を変更する場合もある。
- ・プレゼンテーションは非公開とするが、関係部署職員（経営管理課業務係・栄養管理室）の見学は可能とする。

(2) 実施場所

北村山公立病院 講義室（2 階）

(3) 実施内容

企画提案書による説明。

プロジェクター及びスクリーンは当院で準備するが、パソコンやその他プレゼンテーションに使用する機器は持参すること。

また、審査基準は審査基準（別紙 1）及び企画提案書に基づく評価（別紙 1-1）にて評価する。

(4) 実施時間

1 事業者につき 20 分までとし、20 分を越えた場合はプレゼンテーションを打ち切るものとする。

質疑応答の時間を 10 分設ける。

(5) 説明者

説明については業務実施体制・配置予定者調書（様式第 10 号）に記載した管理責任者が行い、提案説明と質疑の回答を行うこと。

また、当院の給食業務の現場で実務を担う予定の者（患者給食受託責任者の予定者など、調理、衛生管理等の実務に精通した者）1 名を必ず参加させ、実務に関する質疑に回答させること。ただし、管理責任者がこれを兼ねる場合は、この限りではない。

プレゼンテーションへの参加人数は、これらの者を含めて 3 名までとし、このうち機器等の操作者は 2 名までとする。

12 企画提案事業者の失格

企画提案事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (5) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合。

13 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められたときは、プロポーザルを中止または取り消す場合がある。

その場合、プロポーザルに要した経費を当院に請求することができない。

14 契約について

- (1) 「10 契約予定事業者の選定方法」で選定した第一交渉事業者と、企画提案の内容を基本として、業務の履行に必要な具体的な条件等の協議及び調整（以下、「交渉」という。）を行い、交渉が整ったときは、随意契約の手続きを行う。

企画提案の内容は、交渉において当院の運営体制、予算等との調整を図ったうえで、仕様書とあわせて業務の実施内容とする。この調整により、提案内容の一部を変更し、または実施時期を調整する場合がある。

ただし、「10 (2) 選定結果の通知」による通知の日から 30 日以内に交渉が整わない場合は、第一交渉事業者にその旨を書面により通知したうえで、第二交渉事業者（次点）と交渉を行う。第二交渉事業者とも交渉が整わない場合は、プロポーザルを中止し、または改めて事業者の選定を行う。

- (2) 契約の手続きは「北村山公立病院組合財務規則」による。
- (3) 選定した契約予定事業者が契約を締結するまでの間に失格事項が判明した場合、または辞退した場合は「10 契約予定事業者の選定方法 (1) ③」に示す評価点が次点の企画提案事業者と協議のうえ、契約を締結するものとする。
- (4) 契約金額（各年度の管理費月額及び食材費単価）は、提案価格を上限として協議により決定し、契約書に記載する（別紙 2 の 1 (7)）。
- (5) 契約書には「賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」を付し、契約予定事業者は契約締結時に契約金額内訳書（取扱要領別紙）を提出すること。契約期間中の賃金水準又は物価水準の変動による契約金額の変更は、同特約条項、特記仕様書及び北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領による。

15 辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第 7 号）を令和 8 年 12 月 2 日（水）まで事務局に電子メール等により提出すること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても以降における不利益は被らない。

16 日程

内 容	期 限 等	備 考
公告、実施要領等の公表	令和 8 年 10 月 19 日（月）予定	
参加表明書等の提出	令和 8 年 10 月 26 日（月）予定	経営管理課業務係 （持参または郵送）
参加資格の確認通知	令和 8 年 10 月 29 日（木）予定	有参加資格事業者指定メールアドレスに E-Mail にて送付
仕様書・企画提案に対する質疑	令和 8 年 10 月 29 日（木）から	E-Mail のみ

	令和 8 年 11 月 12 日（金）まで	
見学（希望者のみ）	令和 8 年 11 月 6 日（金）から 令和 8 年 11 月 12 日（木）まで	見学希望の場合は事務局に事前に連絡
仕様書・企画提案質疑に対する回答	令和 8 年 11 月 19 日（木）まで	全事業者に E-Mail にて回答
企画提案書・見積書の提出	令和 8 年 12 月 3 日（木）まで	経営管理課業務係 （持参または郵送）
プロポーザル実施日 （プレゼンテーション）	令和 8 年 12 月 8 日（火）	
プロポーザル選定結果の通知	令和 8 年 12 月中旬	交渉権者の選定後、選定結果を各参加事業者へ通知

17 仕様書および企画提案書の配布

当プロポーザルに係る仕様書および企画提案書等は、当院が参加資格を満たすと判断した事業者のみに配布する。

配布する資料は、給食業務委託仕様書（特記仕様書を含む。）、審査基準（別紙 1）、企画提案書に基づく評価（別紙 1-1）、委託料及び支払に関する事項（別紙 2）、積算内訳書（別紙 3）、様式集、契約書案（賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項を含む。）及び北村山公立病院業務委託スライド条項取扱要領とする。

また、「参加辞退届（様式第 7 号）」を提出した事業者は、プロポーザルに関する全資料を返却し資料のコピーやデータなどでの保管は認めない。

18 審査基準

審査基準は「企画提案書に基づく評価」の審査基準（別紙 1）のとおりとする。

(1) 価格評価（見積価格に対する評価）

管理費及び患者食単価「2 概要（7）」について算出される費用は、3 年総額を記載すること。併せて、見積書には、「管理費内訳」を添付すること。

見積書記載の金額は、別紙 2 の 2（4）により算出した 3 年間の提案総額（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、価格評価はこの額により行うので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、記載すること。

なお、委託者が支払う委託費の上限額（事業規模）3 年間総額（税抜き）**528,380,000 円**（「2 概要（7）」）であるため、見積金額（税抜き）は **528,380,000 円** を越えないこと。

19 その他

本業務に関する期間等は以下のとおりとし、期間満了後は第一交渉事業者と契約期間延長などについて協議することとする。

- ・準備期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- ・契約期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（3 ヶ年）

20 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は次のとおりとする。

〒 999-3792

山形県東根市温泉町 2-15-1

北村山公立病院 経営管理課業務係 担当 笹原・小林

TEL : 0237-42-2111 (内線 2101)

FAX : 0237-43-7072 (直通)

E-Mail : gyoumu@hosp-kitamurayama.jp